

(別紙2)

「大切な人へいちごを贈ろう運動」キャンペーンについて

1 キャンペーンの企画

以下の概要をもとに企画を提案すること。なお、詳細は甲と協議の上、決定することとする。

- (1) 目的：県民がいちごの愛着を深め、多くの人に県産いちごの魅力を知ってもらうために「大切な人へいちごを贈ろう運動」キャンペーンを実施する。
- (2) 概要：いちごを贈る側・贈られた側双方に抽選でいちご加工品等をプレゼントするキャンペーンを行う。
- (3) 実施期間：令和6(2024)年1～2月
- (4) 対象店舗：県産いちごを販売する県内の直売所や道の駅、観光いちご園等
なお、キャンペーンへの参画を促進するため、200店舗程度にキャンペーン参加を促す案内通知を送付すること。
- (5) 対象者：県産いちごを贈答品として発送した者及び受領した者
なお、キャンペーン参加者数は500人以上を目標とする。
- (6) 実施方法：県産いちごを贈る側及び贈られた側の双方がキャンペーンに参加できる実施スキームとすること。
- (7) 景品：「大切な人へいちごを贈ろう運動」が促進される魅力溢れる景品を選定し、手配すること。なお、当選者に対して、景品の発送を行うこと。
- (8) 応募件数：目標を設定し提案すること。
- (9) 啓発方法：多くの人が「大切な人へいちごを贈ろう運動」を認知する啓発を行うこと。
啓発では期間限定のキャンペーンを周知する資材のほか、キャンペーン終了後も継続的に利用できる「大切な人へいちごを贈ろう運動」を啓発する資材を製作すること。
なお、啓発は、対象店舗と協力し資材等の掲示を調整すること。
- (10) その他：「大切な人へいちごを贈ろう運動」が県民に根付くように機運醸成を図る取組を行うこと。

2 事務局の運営

“「大切な人へいちごを贈ろう運動」キャンペーン”を円滑に実施するため、事務局として以下の業務を行うこと。

- (1) 実施要項の作成
- (2) 対象店舗へのキャンペーン参画への連絡調整
- (3) キャンペーン実施を周知するPR資材の製作及び道の駅や観光いちご園等の実施店舗での掲示等の調整
- (4) 参加者データ及び応募者の個人情報の管理
- (5) キャンペーンに関する問合せ窓口
- (6) 景品手配に係る選定や手配
- (7) 当選者の決定及び発送業務
- (8) その他、円滑に運営するために必要な業務